

明石市国民保護対策本部及び明石市緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 29 日

条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、明石市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び明石市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 国民保護対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 国民保護対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受けて、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 本部長、副本部長及び本部員のほか、国民保護対策本部に必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集し、その会議の議長となる。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 国民保護対策本部の現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の国民保護対策本部の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(準用)

第 6 条 第 2 条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、これらの規定中「国民保護対策本部」とあるのは「緊急対処事態対策本

部」と、「国民保護対策本部長」とあるのは「緊急対処事態対策本部長」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。